上告審における弁護人選任に関する通知及び照会

控訴審裁判所 東京高等裁判所第8刑事部

事件番号 平成26年(う)第1049号

事件名 道路交通法違反

被告人 野村一也

あなたに対する上記事件について,最高裁判所の依頼に基づき,上告審における弁 護人選任についてお尋ねします。

以下の説明を読んだ上で、同封した回答書(書式1)に記入して、次の提出先裁判所に提出してください(国選弁護人の選任を請求する場合には、同封した資力申告書(書式2)も一緒に提出してください。)。

提出先:最高裁判所第二訟廷事務室刑事事件係 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

- 1 あなたは、この事件について、自分で費用を負担して弁護人を選任することができます(これを「私選弁護人」といいます。)。
 - (1) **心当たりの弁護士を私選弁護人に選任する場合**には、速やかに、弁護人選任届を裁判所に提出してください。その場合にも、回答書の1(1)又は(2)の口印をチェックし、空欄に記入して、直ちに提出してください。
 - (2) 私選弁護人を選任したいけれども心当たりの弁護士がいない場合には、弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、弁護士会から私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。)。

弁護士会に私選弁護人の選任を申し出る場合には、回答書の1(3)又は(4)の□ 印をチェックし、空欄に記入して、直ちに提出してください。

- 2 **貧困その他の事由により私選弁護人を選任することができないとき**は、裁判所に国 選弁護人の選任を請求することもできます。まず、同封した資力申告書(書式 2)の必要事項を記載し、その合計欄の金額に従って、次の(1)又は(2)①・②の 手続をとってください。
 - (1) **合計欄の金額が50万円未満である場合**は、回答書の2(1)の該当する口印を チェックし、必要事項を記入して、資力申告書と一緒に、 平成27年3月26日 までに提出してください。
 - (2) **合計欄の金額が50万円以上である場合**は、あらかじめ、東京弁護士会、第一東京弁護士会又は第二東京弁護士会に、私選弁護人の選任の申出をしていなければ、国選弁護人の選任を請求することはできません。なお、控訴審において弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていた場合でも、上告審において改めて申出をしていなければなりません。

① 東京弁護士会、第一東京弁護士会又は第二東京弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていない場合には、直ちに、東京弁護士会、第一東京弁護士会又は第二東京弁護士会に対し、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、弁護士会から、私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。紹介された弁護士が、あなたの私選弁護人選任の申込みを断った場合、又は、あなたの私選弁護人となろうとする弁護士がいないときは、弁護士会からその旨を記載した通知書が届きますので、その後、裁判所に国選弁護人の選任を請求することができます。この場合は、裁判所に国選弁護人選任請求書及び資力申告書の用紙が備え付けてありますので、改めてこれに記入した上で、弁護士会から送られてきた通知書と一緒に提出してください。)。

弁護士会に私選弁護人の選任を申し出る場合には、回答書の2(2)①の該当する□印をチェックするとともに、該当する弁護士会の□印にもチェックして、直ちに提出してください。

- ② 東京弁護士会、第一東京弁護士会又は第二東京弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしている場合には、回答書の2(2)②の該当する口にチェックするとともに、該当する弁護士会の口印にもチェックして、資力申告書と、さらに、弁護士会から通知書を受領している場合には、その通知書も一緒に、平成27年3月26日までに提出してください。
- 3 私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合 この場合には、回答書の3の口印をチェックして、平成2.7年3月2

この場合には、回答書の3の口印をチェックして、 平成27年3月26日 までに提出してください(その場合でも、裁判所の判断により、職権で国選弁護人が選任されることがあります。)。

注意 国選弁護人の費用は、あなたが有罪の判決を受けたときは、原則として、あなたの負担とされます。ただし、あなたが、費用の負担を命じられた場合でも、貧困のため完納することができないときは、裁判が確定した後20日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対し、書面をもって、その裁判の執行免除の申立てをすることができます。

平成27年3月16日

東京高等裁判所第8刑事部 ダイヤルイン電話番号 03-3581-1858

	最高裁判所 御中
	控訴審裁判所 東京高等裁判所第8刑事部
	事件番号 平成26年(う)第1049号 事件名 道路交通法違反
	この事件の上告審について、弁護人の選任に関し、次のとおり回答します。
1	私選弁護人を選任する予定の場合
	□(1) 平成
	□(2) 至急、心当たりの弁護士を選任する。
	→ (1)(2)の場合、速やかに弁護人選任届を裁判所に提出してください。
	□(3) 平成年月日,
	私選弁護人の選任を申し出た。
	□(4)至急,
2	裁判所に国選弁護人の選任を請求したい場合
	※ 資力申告書(書式2)を作成してください。
	(1) 資力申告書に記載した合計欄の金額が50万円未満である場合
	□ 国選弁護人の選任を請求する。
	(理由)ロア 貧困のため
	□イ その他の理由(具体的に書いてください。)
	→ この回答書及び資力申告書(書式2)を裁判所に提出してください。
	(2) 資力申告書に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合
	① あらかじめ、東京弁護士会、第一東京弁護士会又は第二東京弁護士会に、私選弁
	護人選任申出をしていない場合
	□ア 平成年月日,□東京弁護士会,□第一東京弁護士会,□第二東京
	弁護士会に、私選弁護人の選任を申し出た。
	□イ 至急,□東京弁護士会,□第一東京弁護士会,□第二東京弁護士会に,私選弁 護人の選任を申し出る。
	② あらかじめ、東京弁護士会、第一東京弁護士会又は第二東京弁護士会に、私選弁護人選任申出をしている場合
	□ 国選弁護人の選任を請求する。
	(理由)□ア 平成年月日,□東京弁護士会,□第一東京弁護士会,□第一東京弁護士会,□第二東京全,□第二東京子皇,□第二東京子皇,□第三東京子皇,□第二東京子皇,□第三東京子皇,□第三東京子皇,□第三東京子皇,□第三東京東東京東東京東東京東東京東東京東京東東東京東東京東東京東東東京東東京東京東東東京東東東京東京
	□第二東京弁護士会に、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由 から選任できなかったため
	□(ア) 申出をした弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
	□(イ)紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みを拒まれた。
	□(ウ)いまだ中山もした台港上へよどま物がより
	□(ウ) いまだ申出をした弁護士会から連絡がない。
	□イ その他の理由(具体的に書いてください。)
	→ ア(ア)(イ)の場合、弁護士会から通知書を受領しているときは、この回答書
,	及び資力申告書(書式2)とともに、裁判所に提出してください。
3	私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない場合
	□ 私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない。
	平成年3月日
	被告人氏名
	住所 〒221006 村次市市5川下七島町 9-5-205
	電話 _ 090 - 4836 - 4467

(任意的弁護事件・在宅用) (書式2)

(注意) 国選弁護人の選任を請求しようと考えている被告人は、必ずこの申告書を作成してください。 国選弁護人の選任請求を行う際、必ず提出してください。

資 力 申 告 書

最高裁判所 御中

控訴審裁判所 東京高等裁判所第8刑事部

事件番号

平成26年(う)第1049号

事件名

道路交通法違反

この事件の上告審について, 次のとおり申告します (該当箇所の口印をチェック し、必要事項を記載してください。)。

私の次の資産の合計額(資力という。)と内訳は、記載したとおりで間違いありま せん。

(注意) 裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下 の過料に処せられることがあります。

合 計	約		円			
(内訳)	1	現金	(口無	□査→金額	約	円)
	2	金融機関に対する預貯金	(口無	□疽→金額	約	円)
	3	社内預金等	(口無	□疽→金額	約	円)
	4	金融機関の自己宛小切手	(□無	□有→金額	約	円)
	5	郵便為替	(□無	□有→金額	約	円)

- ※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合 会,漁業協同組合,漁業協同組合連合会,水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連 合会に対する貯金のことです。
- ※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公 務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成月	<u> </u>	
	被告人氏名	印
住所 〒		
	電話	